

議案第59号

西海市交通船使用条例の一部を改正する条例の制定について

西海市交通船使用条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和7年11月28日 提出

西海市長 濑川 光之

西海市条例第 号

西海市交通船使用条例の一部を改正する条例

西海市交通船使用条例（平成17年西海市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号イ中「自転車、乳母車及び」を「道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号イに規定する自転車及び」に改める。

第20条第1項を次のように改める。

乗船券等（小荷物券を除く。以下この条において同じ。）の通用期間は、次の各号に定める乗船券の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。ただし、定期乗船券、団体乗船券で通用期間が指定された乗船券等にあっては、券面記載の通用期間に限り通用するものとする。

（1） 乗船券の片道券 発売当日（乗船指定日の定められている乗船券 等にあっては、当該乗船指定日。以下同じ。）を含めて2日間

（2） 一括して50枚以上購入した乗船券の片道券 発売当日を含めて2か月間

（3） 回数券 発売当日を含めて2か月間

第21条第1項を次のように改める。

小児の運賃は、次の各号に掲げる年齢等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 1歳未満の小児 無料
- (2) 1歳以上で小学校に就学していない小児が、一般旅客に同伴されて乗船する場合（団体として乗船する場合を除く。） 無料
- (3) 1歳以上で小学校に就学していない小児が一般旅客に同伴されずに、又は団体として乗船する場合 1人につき別表第1に規定する額の2分の1
- (4) 小学校に就学している小児 1人につき別表第1に規定する額の2分の1

第27条を次のように改める。

(払戻し)

第27条 次の各号のいずれかに該当する場合は、当該乗船券等の発売場所その他指定する場所において、当該各号に定める額の運賃を払い戻すものとする。

- (1) 旅客がその都合により船便の指定のない入鉄（きょう）前（旅客の誤乗船により未使用である旨の証明がある場合を含む。以下同じ。）の乗船券等（定期券を除く。以下この条において同じ。）について、その通用期間の最終日までに払戻しの請求をした場合 券面記載金額（割引のある場合には、割引後の金額。以下同じ。）から50円を控除した額
- (2) 旅客が死亡、疾病その他一身上に関する不可抗力により、通用期間経過後30日以内に払戻しの請求をした場合 券面記載金額と既使用区間に応する運賃の額との差額の8割に相当する額
- (3) 旅客がその都合により、定期乗船券について、その使用開始日前及び通用期間内に払戻しを請求した場合 券面記載金額と使用開始日以降の経過日数に当該区間の片道乗船券の2倍に相当する額を乗じて得た額との差額から300円を控除した額
- (4) 第7条第1項から第3項までのただし書の規定によって運送契約を解除する場合 券面記載金額と既使用区間に応する運賃及び料金の額との差額から50円を控除した額
- (5) 第25条第2項に該当する場合 券面記載金額から50円を控除した額

(6) 第33条に該当する場合 券面記載金額と既使用区間に対応する運賃との差額

別表第1 釜浦・瀬戸間の項運賃の欄中「200円」を「280円」に改める。

別表第3 受託手荷物の項運賃の欄中「30円」を「100円」に改め、同表小荷物の項運賃の欄中「50円」を「100円」に改め、同表特殊手荷物の項を次のように改める。

特殊手荷物	台	100円	自転車、リヤカー、荷車その他軽車両
	台	200円	原動機付自転車
	台	300円	2輪の自動車

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和8年4月1日から施行する。
(経過措置)
- この条例による改正後の西海市交通船使用条例（以下「改正後条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の運送に係る運賃から適用する。
- 令和8年3月31日に購入した乗船券の片道券の通用期間は、前項の規定にかかわらず、令和8年4月1日までとする。
- 第20条第2項の規定の適用を受け、延長後の通用期間の終期（以下「延長後期日」という。）が施行日以後の日となる場合の当該乗船券の片道券は、第2項の規定にかかわらず、令和8年4月8日を限度として延長後期日までの間は施行日以後も使用することができる。
- 次の各号に掲げる第20条第1項第2号の規定により購入された片道券又は同項第3号の規定により購入された回数券（前項の規定の適用を受ける場合を除く。）（以下第1号及び第2号において「旧乗船券」という。）は、第2項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる期間中は施行日以後も使用する

ことができる。

(1) 令和8年2月28日までに購入された旧乗船券 第20条第1項第2号又は第3号に規定する期間

(2) 令和8年3月1日から同年3月31日までに購入された旧乗船券 購入した日から令和8年6月30日まで

(令和8年4月購入の回数券及び片道券の特例)

6 令和8年4月1日から同月30日までに購入された第20条第1項第2号及び第3号の規定による片道券又は回数券の通用期間については、同項第2号及び第3号の規定にかかわらず、購入した日から令和8年6月30日までとする。
(準備行為)

7 改正後条例の規定による定期乗船券の発売その他この条例の施行に関し必要な準備行為は、施行日前においてもすることができる。

新旧対照表

西海市交通船使用条例の一部を改正する条例

新	旧
西海市交通船使用条例 平成17年4月1日 西海市条例第20号	西海市交通船使用条例 平成17年4月1日 西海市条例第20号
第1条 (略) (定義)	第1条 (略) (定義)
第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)及び(2) (略) (3) 特殊手荷物とは、旅客がその乗船区間について運送を委託する物品であつて次に掲げるもの（これに積載された物品を含む。）をいう。ただし、折りたたみ式のものであつて、折りたたまれ手荷物として取り扱うことができると認められるものを除く。 ア (略) イ <u>道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号イに規定する自転車及びリヤカー、荷車その他の道路運送車両法第2条第4項に規定する軽車両（畜力により移動するものを除く。）</u> (4)～(8) (略)	第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)及び(2) (略) (3) 特殊手荷物とは、旅客がその乗船区間について運送を委託する物品であつて次に掲げるもの（これに積載された物品を含む。）をいう。ただし、折りたたみ式のものであつて、折りたたまれ手荷物として取り扱うことができると認められるものを除く。 ア (略) イ <u>自転車、乳母車及びリヤカー、荷車その他の道路運送車両法第2条第4項に規定する軽車両（畜力により移動するものを除く。）</u> (4)～(8) (略)

新	旧
<p>第3条～第19条 (略)</p> <p>(乗船券等の通用期間)</p> <p>第20条 <u>乗船券等（小荷物券を除く。以下この条において同じ。）の通用期間は、次の各号に定める乗船券の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。ただし、定期乗船券、団体乗船券で通用期間が指定された乗船券等にあっては、券面記載の通用期間に限り通用するものとする。</u></p> <p>(1) <u>乗船券の片道券 発売当日（乗船指定日の定められている乗船券等にあっては、当該乗船指定日。以下同じ。）を含めて2日間</u></p> <p>(2) <u>一括して50枚以上購入した乗船券の片道券 発売当日を含めて2か月間</u></p> <p>(3) <u>回数券 発売当日を含めて2か月間</u></p>	<p>第3条～第19条 (略)</p> <p>(乗船券等の通用期間)</p> <p>第20条 <u>乗船券等（小荷物券を除く。以下この条において同じ。）の通用期間は、次のとおりとする。ただし、定期乗船券、団体乗船券で通用期間が指定された乗船券等にあっては、券面記載の通用期間に限り通用するものとする。</u></p> <p>(1) <u>乗船券の片道券は、発売当日（乗船指定日の定められている乗船券等にあっては、当該乗船指定日。以下同じ。）を含めて2日間</u></p> <p>(2) <u>片道券を一括して50枚以上購入した場合は、発売当日を含めて2箇月間</u></p> <p>(3) <u>回数券を購入した場合は、発売当日を含めて2箇月間</u></p>
<p>2 (略)</p> <p>(小児の運賃)</p> <p>第21条 <u>小児の運賃は、次の各号に掲げる年齢等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) <u>1歳未満の小児 無料</u></p> <p>(2) <u>1歳以上で小学校に就学していない小児が、一般旅客に同伴されて乗船する場合（団体として乗船する場合を除く。） 無料</u></p>	<p>2 (略)</p> <p>(小児の運賃)</p> <p>第21条 <u>小児の運賃は、次に掲げるとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>1歳未満の小児は、無料</u></p> <p>(2) <u>1歳以上で小学校に就学していない小児が、一般旅客に同伴されて乗船する場合（団体として乗船する場合を除く。）は、1人に限り無料、1人を超える場合は、1人につき別表第1に規定する額の</u></p>

新	旧
(3) <u>1歳以上で小学校に就学していない小児が一般旅客に同伴されず</u> <u>に、又は団体として乗船する場合 1人につき別表第1に規定する</u> <u>額の2分の1</u>	<u>2分の1</u>
(4) <u>小学校に就学している小児 1人につき別表第1に規定する額の</u> <u>2分の1</u>	(3) <u>1歳以上で小学校に就学していない小児が一般旅客に同伴されず</u> <u>に、又は団体として乗船する場合は、1人につき別表第1に規定す</u> <u>る額の2分の1</u>
2 (略)	(4) <u>小学校に就学している小児は、1人につき別表第1に規定する額</u> <u>の2分の1</u>
第22条～第26条 (略) <u>(払戻し)</u>	第22条～第26条 (略) <u>(払戻し)</u>
第27条 次の各号のいずれかに該当する場合は、当該乗船券等の発売場所その他指定する場所において、当該各号に定める額の運賃を払い戻すものとする。	第27条 次の各号のいずれかに該当する場合は、当該乗船券等の発売場所その他指定する場所において、当該各号に定める額の運賃を払い戻すものとする。
(1) 旅客がその都合により船便の指定のない入鉄（きょう）前（旅客の誤乗船により未使用である旨の証明がある場合を含む。以下同じ。）の乗船券等（定期券を除く。以下この条において同じ。）について、その通用期間の最終日までに払戻しの請求をした場合 券面記載金額（割引のある場合には、割引後の金額。以下同じ。）から50円を控除した額	(1) 旅客がその都合により船便の指定のない入鉄 ^{きょう} 前（旅客の誤乗船により未使用である旨の証明がある場合を含む。以下同じ。）の乗船券等（定期券を除く。以下この条において同じ。）について、その通用期間の最終日までに払戻しの請求をした場合は、券面記載金額（割引のある場合には、割引後の金額。以下同じ。）から50円を控除した額
(2) 旅客が死亡、疾病その他一身上に関する不可抗力により、通用期間経過後30日以内に払戻しの請求をした場合 券面記載金額と既使	(2) 前号の規定にかかわらず、旅客が死亡、疾病その他一身上に関する不可抗力により、通用期間経過後30日以内に払戻しの請求をした場合

新	旧								
<u>用区間に対応する運賃の額との差額の8割に相当する額</u>	<u>場合は、券面記載金額と既使用区間に対応する運賃の額との差額の8割に相当する額</u>								
(3) <u>旅客がその都合により、定期乗船券について、その使用開始日前及び通用期間内に払戻しを請求した場合</u> <u>券面記載金額と使用開始日以降の経過日数に当該区間の片道乗船券の2倍に相当する額を乗じて得た額との差額から300円を控除した額</u>	(3) <u>旅客がその都合により、定期乗船券について、その使用開始日前及び通用期間内に払戻しを請求した場合は、券面記載金額と使用開始日以降の経過日数に当該区間の片道乗船券の2倍に相当する額を乗じて得た額との差額から50円を控除した額</u>								
(4) <u>第7条第1項から第3項までのただし書の規定によって運送契約を解除する場合</u> <u>券面記載金額と既使用区間に対応する運賃及び料金の額との差額から50円を控除した額</u>	(4) <u>第7条第1項から第3項までのただし書の規定によって運送契約を解除する場合は、券面記載金額と既使用区間に対応する運賃及び料金の額との差額から50円を控除した額</u>								
(5) <u>第25条第2項に該当する場合</u> <u>券面記載金額から50円を控除した額</u>	(5) <u>第25条第2項に該当する場合は、券面記載金額から50円を控除した額</u>								
(6) <u>第33条に該当する場合</u> <u>券面記載金額と既使用区間に対応する運賃との差額</u>	(6) <u>第33条に該当する場合は、券面記載金額と既使用区間に対応する運賃との差額</u>								
第28条～第35条 (略)	第28条～第35条 (略)								
別表第1 (第14条関係)	別表第1 (第14条関係)								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区間</th> <th>運賃</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>釜浦・瀬戸間</td> <td>片道 <u>280円</u></td> </tr> </tbody> </table>	区間	運賃	釜浦・瀬戸間	片道 <u>280円</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区間</th> <th>運賃</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>釜浦・瀬戸間</td> <td>片道 <u>200円</u></td> </tr> </tbody> </table>	区間	運賃	釜浦・瀬戸間	片道 <u>200円</u>
区間	運賃								
釜浦・瀬戸間	片道 <u>280円</u>								
区間	運賃								
釜浦・瀬戸間	片道 <u>200円</u>								

新				旧			
別表第2 (略)				別表第2 (略)			
別表第3 (第14条関係) 受託手荷物、小荷物、特殊手荷物運賃表				別表第3 (第14条関係) 受託手荷物、小荷物、特殊手荷物運賃表			
品名	単位	運賃	備考	品名	単位	運賃	備考
受託手荷物	個	<u>100円</u>	片道1個につき	受託手荷物	個	<u>30円</u>	片道1個につき
小荷物	個	<u>100円</u>	片道1個につき	小荷物	個	<u>50円</u>	片道1個につき
特殊手荷物	台	<u>100円</u>	<u>自転車、リヤカー、荷車その他の軽車両</u>		台	<u>50円</u>	<u>自転車・リヤカー・乳母車・荷車その他の道路運送車両法第2条第4項に規定する軽車両</u>
	台	<u>200円</u>	原動機付自転車				
	台	<u>300円</u>	2輪の自動車				
				台	<u>100円</u>	原動機付自転車	
				特殊手荷物	台	<u>150円</u>	2輪の自動車

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の西海市交通船使用条例（以下「改正後条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の運送に係る運賃から適用する。
 - 3 令和8年3月31日に購入した乗船券の片道券の通用期間は、前項の規定にかかわらず、令和8年4月1日までとする。
 - 4 第20条第2項の規定の適用を受け、延長後の通用期間の終期（以下「延長後期日」という。）が施行日以後の日となる場合の当該乗船券の片道券は、第2項の規定にかかわらず、令和8年4月8日を限度として延長後期日までの間は施行日以後も使用することができる。
 - 5 次の各号に掲げる第20条第1項第2号の規定により購入された片道券又は同項第3号の規定により購入された回数券（前項の規定の適用を受ける場合を除く。）（以下第1号及び第2号において「旧乗船券」という。）は、第2項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる期間中は施行日以後も使用することができる。
 - (1) 令和8年2月28日までに購入された旧乗船券 第20条第1項第2号又は第3号に規定する期間
 - (2) 令和8年3月1日から同年3月31日までに購入された旧乗船券 購入した日から令和8年6月30日まで
(令和8年4月購入の回数券及び片道券の特例)
 - 6 令和8年4月1日から同月30日までに購入された第20条第1項第2号及び第3号の規定による片道券又は回数券の通用期間については、同項第2号及び第3号の規定にかかわらず、購入した日から令和8年6月30日までとする。
- (準備行為)
- 7 改正後条例の規定による定期乗船券の発売その他この条例の施行に関し必要な準備行為は、施行日前においてもすることができる。